

取 扱 基 準

名 称	新潟市民有林整備支援事業
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市と林業経営体で森林整備に係るエリア協定を締結し、地形条件等を考慮し設定したエリアに応じて必要な整備費用を助成。
目 標	数値化■ 非数値化□
	森林整備に係る協定締結件数 2件/年 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	協定に規定する「公益的機能保全エリア」及び「循環型林業推進エリア」において実施する、保育間伐、間伐、森林作業道作設。
補助額及びその算定方法又は補助率	1 公益的機能森林保全整備事業（地形条件等が不利なエリア） （1）搬出間伐経費助成（県補助と合計した補助率 85/100 以内） （2）搬出間伐に伴う森林作業道作設経費助成（県補助と合計した補助率 85/100 以内） （3）切捨間伐経費助成（県補助と合計した補助率 95/100 以内） 2 循環型林業推進事業（素材生産拡大を担うエリア） （1）搬出間伐経費助成（県補助と合計した補助率 85/100 以内） （2）搬出間伐に伴う森林作業道作設経費助成（県補助と合計した補助率 85/100 以内） （3）切捨間伐経費助成（県補助と合計した補助率 95/100 以内） 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 近年、地球温暖化の進行や土砂災害などの自然災害が頻発しており、災害の防止や生活環境の保全に資する森林の公益的機能を適切に発揮させることが重要となっている。一方、素材生産による収益が見込みにくい森林では管理不全が懸念されていることから、本事業の活用により適切な森林整備を進め、森林の公益的機能の維持・向上を図る必要がある。
開始時期	令和 8 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 10 年 9 月 30 日
終 期	令和 11 年 3 月 31 日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は、新潟市の補助事業であることを記載する。 〔媒体〕 ホームページ、パンフレット等
担当部署	農林水産部 農林政策課 森林政策係 電 話：025-226-1641（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp